

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「資産除去債務に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(案)」について

逆瀬副委員長より、これまでの検討の経緯及び本日公表の議決を予定している旨の説明がなされた。

引き続き、荻原主任研究員より、会計基準案及び適用指針案について、前回委員会からの修正点について説明がなされた。

会計基準案に関し、一人の委員から、資産除去債務が使用の都度発生する場合の費用配分について、「資産除去債務に対応する除去費用を各期においてそれぞれ費用計上し、関連する有形固定資産の残存耐用年数にわたり償却する方法」では、除去費用の費用計上が有形固定資産の使用期間の後半に著しく偏ることとなり、合理的な費用配分とはいえないとして、同項に簡便的な方法として示されている「除去費用をいったん資産計上し、当該計上時期と同一の期間に、資産計上額と同一の金額を費用処理する方法」のみを認めることとすべきであるとの意見が示された。

これに対し、事務局からは、「資産除去債務に対応する除去費用を各期においてそれぞれ費用計上し、関連する有形固定資産の残存耐用年数にわたり償却する方法」が資産除去債務の会計処理の基本構造に忠実であるとの見解が示された。しかし、2つの処理方法は費用配分のパターンが大きく相違することから、「簡便的な方法」との表現は削除することとされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者13名中12名の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以上